

ご本人・配偶者が3大疾病に罹患した場合の保障制度です。

従業員グループ保険と
併せてご検討ください。

大和証券グループ (無配当団体3大疾病保険)

グループ3大疾病保険

70歳までの方がご加入いただけます。

- **あなたに一番身近な保険です。**
大和証券グループのスケールメリットを活かした独自の福利厚生制度です。グループ社員のための制度には、メリットがいっぱい!
- **3大疾病保障**
ご本人および配偶者の方が、がん、急性心筋梗塞、脳卒中になった場合の保障です。
- **無配当団体3大疾病保険から個人保険に移行できます。**
※移行には所定の条件があります。詳細は最終ページをご覧ください。

新規加入・増額のお申込みはお早めに。
締め切り日は**5月25日(月)**です。

この保険は、3大疾病等に罹患し所定の状態に該当した場合の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

大和証券グループ本社

Daiwa Securities Group Inc.

人事部

グループ3大疾病保険とは…

大和証券グループの役員・従業員とその配偶者を加入対象とした、独自の福利厚生制度です。
ご加入者の皆様が3大疾病に罹患し引受保険会社所定の支払事由に該当した場合に3大疾病保険金を、また、上皮内がん等と医師に診断確定された場合に上皮内新生物等診断保険金を給付することを目的としています。

制度の特長

がん(悪性新生物)、
急性心筋梗塞、脳卒中の

3大疾病を保障

配偶者も加入可能

3大疾病保険金の上限が

本人

1,000万円まで

1年ごとに

**保険金額の
見直し・変更可能**

グループ保険だからできる

**お手頃な保険料で
大きな保障**

保険料は

給与天引き

医師の診査はなく


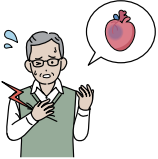


**告知扱いで加入
申込手続きが可能**

無配当団体3大疾病保険から無選択で個人保険に移行できます。

※お取り扱いの詳細は7ページをご参照ください

●こんな時、3大疾病保険金・上皮内新生物等診断保険金を受け取れます。

- ・がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、引受保険会社所定の支払事由(*)に該当した場合
- ・上皮内がん等と医師に診断確定された場合

3大疾病保険金		
	<p>がん (悪性新生物)</p>	<p>責任開始期以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん(悪性新生物)に罹患し、医師によって診断確定されたとき ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内にがん(悪性新生物)を原因として支払事由に該当した場合は除きます。 ※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについてはお支払対象外となります。</p>
	<p>急性心筋梗塞</p>	<p>責任開始期以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎの①または②に該当したとき ①その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ②その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき</p>
	<p>脳卒中</p>	<p>責任開始期以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、つぎの①または②に該当したとき ①その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②その脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき</p>
<p>上皮内新生物等診断保険金 3大疾病保険金の10%をお支払いします。 全保険期間を通じて1回かぎりのお支払いとなります。</p>		
	<p>上皮内新生物等</p>	<p>責任開始期以後、責任開始期前にかん(悪性新生物)および上皮内がん等(上皮内新生物等)のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、保険期間中に、所定の上皮内がん等(上皮内新生物等)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。 ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内がん等(上皮内新生物等)を原因として支払事由に該当した場合を除きます。</p>

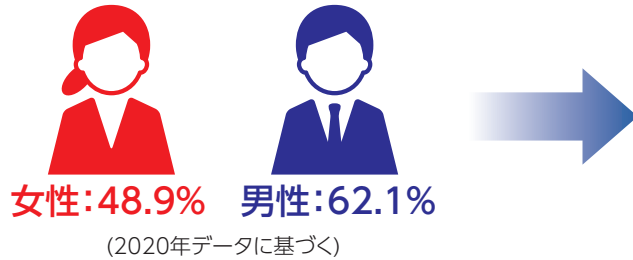
*引受保険会社所定の支払事由については「契約概要」をご確認ください。



責任開始前にすでにかん・上皮内がん等に罹患し、一度でも医師により診断確定されていたときは、お支払いの対象外となります。

3大疾病について

●日本人が一生涯のうちがんと診断される確率は？



男性 女性ともに
おおよそ
2人に1人

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」をもとに当社にて作成

●がん患者の約3人に1人は就労世代

◆3大疾病の就労世代(15-64歳)の患者数を見てみると・・・

総数に占める就労世代(15-64歳)の推計患者数

	総数			患者総数に 占める 就労世代の割合
	15-34歳	35-64歳		
がん(悪性新生物)	3,200人	74,500人	292,500人	約26.6%
虚血性心疾患	900人	13,400人	62,700人	約22.8%
脳血管疾患	1,000人	28,500人	184,300人	約16.0%

※総数には年齢不詳を含む。

出典：厚生労働省「令和5年患者調査」(全国編)
をもとに当社にて作成

●先進医療により治療費が高額になることがあります

先進医療にかかる技術料(費用)は全額自己負担となります。

先進医療の例

先進医療技術	技術料(1件あたりの平均額)
重粒子線治療	約315万円
陽子線治療	約268万円

※先進医療の対象は随時見直されており、手術を受けた日時点で厚生労働大臣の定める先進医療と認定されているものになります。

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって保険適用の対象となるものもあります。

出典：厚生労働省先進医療会議資料「令和6年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」をもとに当社にて作成

加入内容の確認・お手続き方法

- 新規申込み・加入内容の確認、内容変更はインターネットでお手続きください。
お手続きされない場合は現在のご加入内容で自動更新となります。
- 大和証券グループ役員専用WEBよりアクセスしてください。
https://www.daiwa-grp.jp/dfs/group/insurance/b_group.html



おひさまねっとに初めてログインされる方（新規ユーザー登録）



ユーザー登録を押下

おひさまねっと
ユーザー登録

以下の項目に本人情報を入力し「確認画面へ」ボタンを押下してください。

ユーザー登録

団体アクセスキー（※必須）

氏名（全角カナ）

セイ メイ

生年月日

性別

メールアドレス（※必須）

パスワード（※必須）

パスワード再入力

※パスワードは英字、数字ならびに記号を含めた8文字以上で入力してください。

必要事項を入力してください

■団体アクセスキー

daiwa99

■個人コード

社員コード7けた

※グッドタイムリビング所属の方は、社員番号のゼロを1つとり、7けたに変更してください。
(例:「10001234」の場合→「1001234」)

■氏名(全角カナ)

■生年月日

■性別

■メールアドレス(※)

※会社・個人のメールアドレスで利用可

※iCloud関連のメールアドレスは、セキュリティ上迷惑フォルダにも入らずに削除されてしまう事例があります。別のメールアドレスをご登録いただくようご検討ください。

■パスワード(※)

※英字、数字ならびに記号を含めた8文字以上で入力してください。

インターネットお手続き期間

2026年4月20日(月)

～2026年5月25日(月)

- 年に一度の大切なご案内です。
是非ご加入状況をご確認ください。

昨年度おひさまねっとにログインされた方（ユーザー登録済の方）



ログインを押下

おひさまねっと

ユーザー名は、メールアドレス末尾に".oh"を追加したものとします。

ユーザー名

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れの方 新規登録

ユーザー登録がお済でない場合はユーザー登録からお願致します。

夜間メンテナンスを行っている場合があります。お手続きできない場合は、恐れ入りますが、午前8時以降にあらためてログインいただくようお願いいたします。

ユーザー名とパスワードを入力

ユーザー名は
ご登録済のメールアドレス末尾に
[.oh]を追加したもの
となります。

パスワードをお忘れの方は、
「パスワードをお忘れの方」を押下
します。

お申込方法

- ご加入の方は「保障内容確認」から現在の加入内容をご確認ください。
- 新規申込・変更・試算をする場合は「保険料見積」をクリックします。
- 以降はおひさまねっと画面に従って操作してください。

(対応環境)

OS	Windows日本語版
ブラウザ	Edge,Firefox,Chrome
PDF閲覧	Adobe Reader 10,11

保障額と月払保険料(概算)

主契約:無配当団体3大疾病保険

3大疾病保険金 〔 上皮内新生物等 診断保険金 (3大疾病保険金×10%) 〕		年齢	15歳～20歳	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
		性別	H18.1.1生～ H23.12.31生	H13.1.1生～ H17.12.31生	H8.1.1生～ H12.12.31生	H3.1.1生～ H7.12.31生	S61.1.1生～ H2.12.31生	S56.1.1生～ S60.12.31生	S51.1.1生～ S55.12.31生	S46.1.1生～ S50.12.31生	S41.1.1生～ S45.12.31生	S36.1.1生～ S40.12.31生	S31.1.1生～ S35.12.31生
本人 配偶者	1,000万円	男性	1,800円	1,850円	1,860円	2,100円	2,500円	2,950円	4,310円	6,600円	10,000円	15,210円	22,000円
		女性	1,850円	1,900円	2,100円	2,530円	3,180円	4,120円	4,810円	5,890円	6,900円	9,160円	11,330円
	800万円	男性	1,440円	1,480円	1,488円	1,680円	2,000円	2,360円	3,448円	5,280円	8,000円	12,168円	17,600円
		女性	1,480円	1,520円	1,680円	2,024円	2,544円	3,296円	3,848円	4,712円	5,520円	7,328円	9,064円
	500万円	男性	900円	925円	930円	1,050円	1,250円	1,475円	2,155円	3,300円	5,000円	7,605円	11,000円
		女性	925円	950円	1,050円	1,265円	1,590円	2,060円	2,405円	2,945円	3,450円	4,580円	5,665円
	300万円	男性	540円	555円	558円	630円	750円	885円	1,293円	1,980円	3,000円	4,563円	6,600円
		女性	555円	570円	630円	759円	954円	1,236円	1,443円	1,767円	2,070円	2,748円	3,399円
	100万円	男性	180円	185円	186円	210円	250円	295円	431円	660円	1,000円	1,521円	2,200円
		女性	185円	190円	210円	253円	318円	412円	481円	589円	690円	916円	1,133円

☆更新時の年齢により、保険料は変わりますのでご確認ください。

☆記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込み締切後算出し、初回より適用します。

☆配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。ただし、配偶者は800万円を限度とします。

☆上皮内新生物等診断保険金が支払われた場合でも、保険料の変更はありません。

ご加入に際して

加入資格

株式会社大和証券グループ本社および関連グループ各社(★)の役員・従業員(本人)およびその配偶者で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日：2026年7月1日

本人：14歳6ヵ月超70歳6ヵ月までの方
配偶者：18歳以上70歳6ヵ月までの方

配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。また、配偶者の保険金額は本人と同額またはそれ以下とします。

本人としての加入資格を有する配偶者は本人としてご加入ください。(同一人が本人・配偶者の2つの資格で重複加入はできません。)

*家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」等の提出が必要となる場合があります。

★「関連グループ各社」とは、次の会社をいいます。

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| *大和証券株式会社 | *大和アセットマネジメント株式会社 |
| *株式会社大和総研 | *株式会社大和証券ビジネスセンター |
| *大和証券ファシリティアーズ株式会社 | *大和企業投資株式会社 |
| *株式会社大和ネクスト銀行 | *株式会社大和インベストメント・マネジメント |
| *株式会社大和ファンド・コンサルティング | |
| *大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 | |
| *大和インベスター・リレーションズ株式会社 | *株式会社大和総研インフォメーションシステムズ |
| *大和証券リアルティ株式会社 | *グッドタイムリビング株式会社 |

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で本人・配偶者は70歳6ヵ月まで継続加入できます。

保険料の払込

保険料は月払で、毎月の給与から天引きとなります。初回は7月の給与から天引きとなります。

保険期間

2026年7月1日(更新日)から2027年6月30日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。**特にお申し出がない限り自動更新となります。**なお、保険金額の変更は更新時のみ取扱います。加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の保険料を払込むことが必要です。

効力発生日

ご加入(増額)申込み後、2026年7月1日より効力が発生します。

受取人

3大疾病保険金、上皮内新生物等診断保険金の受取人は被保険者本人です。

配当金

払込いただいた保険料に対する配当金はありません。

申込方法

各加入者(配偶者含む)による制度内容の確認後、インターネット(おひさまねっと)を通じてお申込みください。お申込みの際には告知をしていただきます。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。

制度からの脱退

脱退をご希望の場合は、団体窓口へお申し出ください。

被保険者(本人・配偶者)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。

・本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者も同時に脱退となります。

・更新日の年齢が、本人・配偶者は70歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

この保険には、脱退による返戻金はありません。

法令等の改正に伴う変更

公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合や公的医療保険制度によらない治療の医療技術または医療環境の変化があった場合で、とくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。

税務上の取扱

実質保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

3大疾病保険金、上皮内新生物等診断保険金は非課税です。

(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)

[2026年1月現在の税制]

引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

給付の取扱

保険金の支払

[契約概要]をご確認ください。

保険金の支払制限

[契約概要・注意喚起情報]をご確認ください。

グループ3大疾病保険(無配当団体3大疾病保険)から 個人保険への無選択移行を希望されるお客さまへ

移行の申出

無選択移行を希望されるお客さまは、太陽生命保険株式会社(03-3272-6040)または大和証券ファシリティーズ株式会社までお申し出ください。個人保険の加入資格はつぎのとおりです。

- 無配当団体3大疾病保険に継続して2年を超えて被保険者であった方。
- 個人保険で定める年齢範囲内の方。

加入保険金額

加入保険金額は無配当団体3大疾病保険100万円以上1,000万円までを上限とします。また、直前の2年以内に保険金額の増減がある場合にはこの間の最低保険金額を限度とします。

移行手続き

脱退日より1ヵ月以内であれば告知・医師の診査なしで所定の手続きにより個人保険へ移行することができます。脱退日より、1ヵ月以内に移行手続きを行ってください。移行手続きが遅延し脱退日より1ヵ月を経過した場合は、お取扱いすることはできません。移行の申出後、太陽生命保険株式会社から移行手続きに必要な書類を送付いたします。書類に必要事項を記入・押印のうえ、太陽生命保険株式会社までご提出ください。

初回の保険料は2ヵ月分を指定口座より保障開始の翌月27日(休日の場合は翌営業日)に振替いたします。保険料の払込方法は、口座振替のみとなっております。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、会社は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、個人情報)を取扱い、会社が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

会社は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

また、会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

特に重要なお知らせ（重要事項説明）

無配当団体3大疾病保険（契約概要）

この「無配当団体3大疾病保険（契約概要）」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者（団体）に配付されています。

1. 商品名称

無配当団体3大疾病保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、保険期間中に、がん、急性心筋梗塞、脳卒中等に罹患し、所定の状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

*** 保険金額の内容は団体ごとの制度内容により異なります。**

詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者（団体）により変更されることがあります。

*** 加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。**

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。

また、お支払方法、お支払経路等もご契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由（以下「支払事由」といいます。）はつぎのとおりです。

○ 3大疾病保険金

被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したとき

(1) 悪性新生物

その被保険者についての責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後、その被保険者についての責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたこと

(2) 急性心筋梗塞

その被保険者についての責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞（別表2）を発病し、つぎのいずれかに該当したこと
ア. その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき

イ. その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表4）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき

a. 公的医療保険制度（別表5）にもとづく医科診療報酬点数表（別表6）によって手術料の算定対象として列挙されている手術

b. 先進医療（別表7）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。以下同様とします。）

(3) 脳卒中

その被保険者についての責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中（別表2）を発病し、つぎのいずれかに該当したこと

ア. その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

イ. その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表4）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき

a. 公的医療保険制度（別表5）にもとづく医科診療報酬点数表（別表6）によって手術料の算定対象として列挙されている手術

b. 先進医療（別表7）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術

● 3大疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、その被保険者がその被保険者についての責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表1）を原因として支払事由に該当したときは、引受保険会社は、3大疾病保険金を支払いません。ただし、その被保険者についての責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、保険期間中に、その被保険者が新たに悪性新生物（別表1）を原因として支払事由に該当したときは、3大疾病保険金を支払います。

○ 上皮内新生物等診断保険金

被保険者が、その被保険者についての責任開始期前に悪性新生物（別表1）および上皮内新生物等（別表3）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、その被保険者についての責任開始期以後、保険期間中に、上皮内新生物等（別表3）に罹患し、医師によって診断確定されたとき

● 上皮内新生物等診断保険金の支払事由に該当した場合でも、その被保険者がその被保険者についての責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等（別表3）を原因として支払事由に該当したときは、引受保険会社は、上皮内新生物等診断保険金を支払いません。ただし、その被保険者についての責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、保険期間中に、その被保険者が新たに上皮内新生物等（別表3）を原因として支払事由に該当したときは、上皮内新生物等診断保険金を支払います。

(保険金の支払に関する補則)

● 3大疾病保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が3大疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

● 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、その被保険者について3大疾病保険金の支払事由に該当する診断確定または診断があった場合には、引受保険会社は、その被保険者の死亡の直前にその診断確定または診断があったものとして取り扱います。

● 被保険者がその被保険者についての責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞（別表2）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その急性心筋梗塞を直接の原因としてその被保険者が死亡した場合には、3大疾病保険金の支払事由の(2)ア. に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日からその被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、その被保険者の死亡の直前に3大疾病保険金の支払事由の(2)ア. に規定する3大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

● 被保険者がその被保険者についての責任開始期以後に発病した脳卒中（別表2）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その脳卒中を直接の原因としてその被保険者が死亡した場合には、3大疾病保険金の支払事由の(3)ア. に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日からその被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、その被保険者の死亡の直前に3大疾病保険金の支払事由の(3)ア. に規定する3大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

● 被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞（別表2）または脳卒中（別表2）を発病し、保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に、3大疾病保険金の支払事由の(2)ア. または(3)ア. に定める状態に該当したときは、保険期間満了の日にその状態に該当したものとして取り扱います。

● 被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞（別表2）または脳卒中（別表2）を発病し、脱退等によりその被保険者に対する部分が消滅した場合に、その消滅した日からその日を含めて60日以内に3大疾病保険金の支払事由の(2)ア. または(3)ア. に定める状態に該当したときは、その消滅した日の前日にその状態に該当したものとして取り扱います。

● 上皮内新生物等診断保険金の支払は、全保険期間を通じて1回にかぎりとなります。

別表 1 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記①により定義づけられる疾病とし、かつ、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記②の基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

①対象となる悪性新生物の定義

定義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病（ただし、上皮内癌（D00～D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。）

②対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
○消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
○骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
○乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
○女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
○性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

③上記②において、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3.1 版」中、新生物<腫瘍>の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 3 ……悪性、原発部位
／ 6 ……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表 1 の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3.1 版」中、新生物<腫瘍>の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 2 ……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前②および前③に該当するものとみなして取り扱います。

別表 2 急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記①により定義づけられる疾病とし、かつ、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記②の基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

①対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1.急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2.脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

②対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1.急性心筋梗塞	○虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち	
	・急性心筋梗塞	I 21
	・再発性心筋梗塞	I 22
2.脳卒中	○脳血管疾患（I 60～I 69）のうち	
	・くも膜下出血	I 60
	・脳内出血	I 61
	・脳梗塞	I 63

別表 3 上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、下記①により定義づけられる疾病とし、かつ、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記②の基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

①対象となる上皮内新生物等の定義

定義
悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）

②対象となる上皮内新生物等の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
ア 上皮内癌	
○上皮内新生物<腫瘍> (D00～D09) 中の	
・口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
・中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
・上皮内黒色腫	D03
・皮膚の上皮内癌	D04
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
ただし、つぎに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸(部)上皮内腫瘍〔C I N〕, 異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・外陰部(D07.1)中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔V I N〕, 異型度Ⅲ	
・膣(D07.2)中の	
・膣上皮内腫瘍〔V A I N〕, 異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の上皮内癌	D09
イ 皮膚癌	
○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> (C43～C44) 中の	
・皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44

③上記②において、「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学 第3.1版」中、新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

ア 上皮内癌

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。

イ 皮膚癌

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- ②前①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。)をいいます。

5. 保険金のお支払制限について

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

- 3大疾病保険金がお支払された場合は、上皮内新生物等診断保険金を含めて、その被保険者に対する部分は消滅します。
- その被保険者についての責任開始期の属する日(責任開始日)から90日以内に所定のがん(悪性新生物)を原因として支払事由に該当した場合はお支払いの対象となりません。(90日以内に罹患し診断確定されたがん(悪性新生物)の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)
- その被保険者についての責任開始期の属する日(責任開始日)から90日以内に所定の上皮内がん等(上皮内新生物等)を原因として支払事由に該当した場合はお支払いの対象となりません。(90日以内に罹患し診断確定された上皮内がん等(上皮内悪性新生物等)の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)

6. 配当金について

この保険には、配当金はありません。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

特に重要なお知らせ(重要事項説明)

無配当団体3大疾病保険(注意喚起情報)

この「無配当団体3大疾病保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|------|
| ①保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など) | ②保険金額 | ③保険料 |
| ④保険料払込方法 | ⑤保険期間 | |

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。

ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入（増額）を解除させていただき、保険金をお支払いしないことがあります。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入（増額）のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入（増額）の責任開始期

- ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社のご加入（増額）を承諾した場合、所定の「加入（増額）日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入（増額）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金をお支払いできない場合

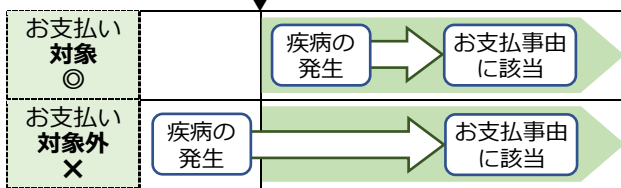
つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

○加入（増額）日前の疾病

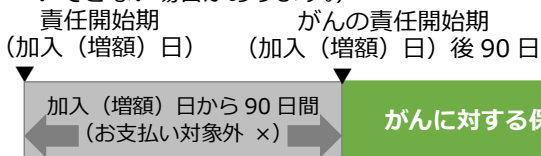
3大疾病等の発病の原因となる疾病が加入（増額）日前に生じている場合（原因となる疾病が加入（増額）日前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。）

責任開始期
イメージ図（加入（増額）日）*



*がん（悪性新生物）の責任開始期について

がんの責任開始期は、加入（増額）日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からとなります。
（がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。）



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

○支払事由に該当しない場合

●所定のがん（悪性新生物）について
上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは3大疾病保険金のお支払いの対象とはなりません。

また、その被保険者についての責任開始期の属する日（責任開始日）前に罹患した所定のがん（悪性新生物）はお支払いの対象となりません。

なお、その被保険者についての責任開始期の属する日（責任開始日）から90日以内に所定のがん（悪性新生物）を原因として支払事由に該当した場合はお支払いの対象となりません。（90日以内に罹患し診断確定されたがん（悪性新生物）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）

- 所定の上皮内がん等（上皮内新生物等）について
その被保険者についての責任開始期の属する日（責任開始日）前に罹患した所定の上皮内がん等（上皮内新生物等）はお支払いの対象とはなりません。
なお、その被保険者についての責任開始期の属する日（責任開始日）から90日以内に所定の上皮内がん等（上皮内新生物等）を原因として支払事由に該当した場合はお支払いの対象となりません。（90日以内に診断確定された上皮内がん（悪性新生物）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。
この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続き、当書面に関するご照会（グループ3大疾病保険）
連絡先：大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部
TEL 03-5555-6960（#561-6960）
- その他のご照会
引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課
・03-3272-6268
・0120-937-508（通話無料）

* IP 電話の一部は利用不可

受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

太陽-勤-企保-25-146